五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千二百八十九億四千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百十億円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆二千二百八十億八千四十二万八千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百九億二千七百六十七万六千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十五年十二月十六日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十八銭三厘五毛以上のそれぞれの応募価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭三厘六毛
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
十二　償還期限　平成二十六年三月二十四日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十五年十二月十六日

○財務省告示第十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千三百六十八億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で千六百三十一億円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　二兆三千三百五十五億六百八十七万二千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千六百三十億三百七十七万千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十五年十二月二十日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十四銭以上のそれぞれの応募価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十四銭一厘
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
十二　償還期限　平成二十六年十二月二十二日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十五年十二月二十日

○財務省告示第十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け
五　発行額　額面金額で二兆五十七億四千万円
六　最低額面金額　千万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。